

## (1) 利用者支援事業（新規）

### 【基本型】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言、関係機関との連絡調整等を行います。

主に以下の内容で実施します。

- ①利用者の個別ニーズの把握、それに基づいた情報の集約・提供、各種相談
- ②地域にある施設・事業の総合的な利用者支援
- ③関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり

### （関係機関との連携）

実施主体は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している機関のほか、地域における児童相談所、保健所といった保健・医療・福祉の行政機関、児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察、NPO法人等の関係機関・団体等に対しても本事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めることとします。

### 【母子保健型】

保健師等の専門性を活かし、妊娠期から子育て期にわたり母子保健や子育て支援の情報提供及び相談・助言、関係機関との連絡調整等を行います。

主に以下の内容で実施します。

- ①妊産婦、乳幼児等の支援に必要な情報を継続的に把握
- ②妊娠、出産及び子育てに関する相談、情報提供、助言・保健指導
- ③支援を必要とする妊産婦等の支援プランの策定
- ④関係機関との連絡調整、ネットワークづくり

### （関係機関との連携）

実施主体は、医療機関（産科、小児科等）や助産所、教育・保育・保健その他の子育て支援を提供している機関のほか、児童相談所、保健所といった地域における保健・医療・福祉の行政機関、児童委員、学校、NPO法人等の関係機関・団体等に対しても本事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めることとします。